

平成28年

福祉文教委員会

3月14日

豊明市議会

# 福祉文教委員会会議録

平成28年3月14日

午前10時00分 開会

午後5時16分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	近藤善人	副委員長	近藤郁子
委員	郷右近修	委員	鵜飼貞雄
委員	蟹井智行	委員	宮本英彦
委員	山盛さちえ		
議長	月岡修一		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	教育長	市野光信
健康福祉部長	原田一也	教育部長	加藤賢司
社会福祉課長	中村泰正	高齢者福祉課長	藤井和久
児童福祉課長	高木安司	指導保育士	村上祥子
保険医療課長	浅井俊一	健康推進課長	加藤育子
学校教育課長	堀井浩二	指導室長	下出修史
生涯学習課長	樋口進	図書館長	浅田利一
社会福祉課長補佐	濱島早代江	高齢者福祉課長補佐	水野好枝
児童福祉課長補佐	岡田恵子	児童福祉課長補佐	野田勇樹
保険医療課長補佐	青木由美枝	健康推進課長補佐	二宮眞由美
学校教育課長補佐	濱島英生	学校教育課長補佐	石川広
生涯学習課長補佐	塚本由佳	生涯学習課長補佐	稲熊篤子
生涯学習課長補佐	服部英俊	医療年金担当係長	白坂みゆき

## 5. 傍聴議員

清 水 義 昭

ふじえ 真理子

杉 浦 光 男

富 永 秀 一

毛 受 明 宏

三 浦 桂 司

近 藤 裕 英

近 藤 千 鶴

一 色 美智子

後 藤 学

早 川 直 彦

## 6. 傍聴者

一般傍聴者 3名

午前10時開会

○福祉文教委員長（近藤善人議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

この週末、土曜日、日曜日は区だとか町内会の総会、あるいは消防分団の総会もたくさんございました。議長、副議長を初め議員各位におかれましてはたくさん出席いただき、いろんな激励のお言葉をいただきました。私からも感謝申し上げます。

さて、本日の福祉文教委員会に付託されました案件、11議案でございます。慎重審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

続いて、議長が出席でありますので、挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

いずれも重要な議案でありますので、慎重に審議していただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。市長におかれましては自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。

では、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席をお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 本日の傍聴については申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付しました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点

を整理して反問されますようお願いいたします。

事前に提出していただきました資料要求についてお諮りいたします。

初めに、議案第20号 豊明市大学等入学支援金給付条例の制定についてと議案第21号 豊明市大学等入学支援金貸付条例の制定について、宮本委員から資料請求がありました。宮本委員より資料請求の趣旨説明をお願いします。

○宮本英彦委員 20号と21号同時でよろしいでしょうか。ともにその条例が資料として出されておりますけれど、ともに規則で定めるということで、その別に定める規則がなければ少しこの内容の詳細がよくわかりませんので、判断しかねますので、その規則を、給付の規則と21号の支援金貸付条例の規則の提出をお願いしたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局において用意はできますでしょうか。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 議案第20号、21号ともですけれども、案ではありますけれども、規則は用意できますので、用意をいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 時間はどれぐらいで。

○教育部長（加藤賢司君） もうつくってあります。すぐお出しできます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 両方ともということですね。20、21号。

それでは、お諮りいたします。本委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議なしと認めます。

続いて、議案第46号、一般会計補正予算、図書館営繕工事について、山盛委員から資料請求がありました。

山盛委員より資料請求の趣旨説明をお願いします。

○山盛さちえ委員 この件は図書館の両扉開きのエレベーターの件ですが、予算が提案されたときにまだ見積もりとか、いろいろな資料については入札前なので難しいというような説明があったと思います。たくさん入札残が発生しておりますので、当初の見積もり、それから結果についてしっかり精査したいので、資料の請求をお願いしたところです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局において用意できますか。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） まず、見積書の資料請求についてですけれども、この見積書は設計士が国・県の単価をもとに設計書を作成するわけなんですけれども、実際にどのぐらいの額で施行されているかを参考にするために、実は平成26年度、そのときにエレベーター業者より徴集したものでございます。この見積書を公開いたしますと、設計士と、あ

と、エレベーター業者の両者に業務上の利益を害するおそれがあるということで設計業者にも確認をいたしましたので、申しわけないんですけれども、こちらのほうは情報公開条例の第7条にも該当するおそれがありますので、こちらの見積書の資料請求については控えさせていただきたいと思います。

あともう一点のほうの仕様書と契約関係書類ですけれども、こちらのほうは御用意はできますけれども、ただA3、A4合わせて20ページ以上のページ数になりますので、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、それだけちょっと御了承をお願いしたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 中身を承知しないので、この委員会で20ページ全てが必要かどうかという判断がちょっと皆さんも含めてつきかねると思うんですが、この審査に必要な金額にかかわるような、あるいは何か重要な部分が含まれているかどうかというのを担当のほうから少し説明をいただいてから判断したいと思うんですが、それでもよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） できますでしょうか。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 実は設計書の書面ですけれども、もちろんお出しはできるんですけれども、ただ、その内容については、私ども、申しわけないんですが、専門的な知識がないものですから、内容についての御説明というのはちょっと御容赦をお願いしたいと思うんですけれども、時間についてはすぐ焼きます。今から印刷しますので、30分ぐらいあればすぐ用意できると思いますので、以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 全て用意していただくということで。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちょっと中身がわからないので、全てを焼いていただく必要があるかどうかというのがちょっと判断し切れませんが、時間的には30分は今ほかの審査をしている間に多分できるんだろうと思うんですが、ちょっとどうしましょう。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 金額ということであれば、契約書だけであればすぐ、1枚しかありませんので、契約書の絡みでよろしいんですけど、その中身を確認したいよということになるとやっぱり全部見ていただくことになるのかなと、そのように思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 少なくともどういう工事が行われたかということぐらいは最低限でも

知っておいて、この工事に対してこの金額というのは知りたいところだと思いますので、そういった図面だとか、それからそれに関係するような工事内容、箇所の書かれたものが全てで20ページ使ってしまうということでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 図面とあと仕様書もちよっとA3になっていまして、その中でどういうふうですよという説明が書いてあるものになりますので、それを持って入札のときに資料をお渡しして入札をしていただくということになりますので、それで中身が判明できるということだと思いますので、基本的には私が今20ページぐらいありますというお話をしたんですけれども、そちらの内容を見ていただくと全てなのかなという気がするんですけれども。

（A3で20ページの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 20ページというのはA3だけではなくてA4も入っていますので、A3だけだと13ページか14ページだと思います。あとはA4です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 ほかの審査を進めていただいて、多分どこかで10分休憩ぐらいは入るかと思うので、そのときにちょっと私確認させていただいて、それでもう一度内容の提案、絞った要求のし直しをしたいと思うんですけど、そんなのでもよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） わかりました。改めてということで。

それでは、20号、21号の資料を配付願います。

（事務局資料配付）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員にお尋ねしますけれども、資料を精査する時間が必要でしょうか。

○宮本英彦委員 済みません。今一生懸命読んでおるんですけど、説明いただければありがたいですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局において説明を。

○宮本英彦委員 議案の説明と同時に。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） それでは、初めに議案第20号 豊明市大学等入学支援金給付条例の制定についてと議案第21号 豊明市大学等入学支援金貸付条例の制定については関連がありますので、一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議ありませんので、議案第20号と議案第21号を

一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第20号と議案第21号について、理事者の説明を求めます。それと、資料の説明もお願いいたします。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、議案第20号と21号を一括で説明いたします。

最初に、議案第20号 豊明市大学等入学支援金給付条例の制定についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、経済的な理由により大学等に進学が困難な者に対して、教育の機会均等を図るため必要があるからであります。

この奨学金は給付型でありまして、学び応援奨学金としました。これはこの奨学金が大学入学のための足がかりになり、奨学金を支給された方が経済的に困難を抱える中で、夢や希望を持ち続け、学び続けることの大切さを実感し、大学卒業後は地元に貢献をしていただけるような人材に育ててほしいと願っております。

それでは、1枚おめくりください。

豊明市大学等入学支援金給付条例の第1条はその目的を、第3条では給付資格を定めております。

また、第5条では、奨学生の選考については規則で定めることとし、奨学生は選考委員会で選考をし、人数は5名としております。

また、第6条では、給付額は大学入学金相当額として上限30万円としております。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

続いて、議案第21号 豊明市大学等入学支援金貸付条例の制定についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、奨学金を貸し付けて就学を支援するとともに、豊明市に定住促進を図るため必要があるからであります。

先ほどの議案第20号は大学入学金を給付するためのものでしたが、この議案第21号はまち・ひと・しごと創生総合戦略事業として、豊明市の新しい人の流れをつくる事業として行うものです。大学等に進学を希望し、卒業後に豊明市に定住する意思がある方を対象に、入学金の実費相当額として15名を対象に30万を上限に貸し付けを行います。卒業後に豊明市に居住している間は返済を免除いたします。

それでは、内容について説明をいたしますので、1枚おめくりください。

豊明市大学等入学支援金貸付条例の第1条はその目的を、第3条では貸付資格を定めて

おります。

第5条では、奨学生の選考について規則で定めることとし、奨学生は選考委員会で選考をし、対象人数は15名としております。

また、第6条では、入学支援金の貸付額は大学等の入学金相当額とし、上限30万円を無利子で貸し付けるものとしております。

第8条では、入学支援金の返済期間は10年間としております。

第10条の返還の免除では、毎年1月1日現在に本市に住民登録を有している場合は返還を免除することを定めております。

この条例は平成28年4月1日から施行いたします。

ただいま説明をしました議案第20号の給付型のものを学び応援奨学金、議案第21号の貸付型のものをふるさと応援奨学金と呼び、合わせて20名の方の大学入学金の支援を行うものであります。

以上で説明を終わります。

あわせて規則のほうをやらせていただきます。

規則のほうですが、豊明市大学等入学支援金給付条例施行規則（案）でございます。

まず、第1条で趣旨を、第3条で提出書類を規定しております。

第3条の2項で、申請期間は7月1日から7月31日までの間としております。

第4項で、所得割額の合計5万1,300円未満の世帯ができることになっております。

第4条、奨学生の選考で、選考委員会で決定することになっております。

第2項で、奨学生の数は1年につき5名以内とすることになっております。給付方法といたしましては、大学に合格したときに給付するものとしております。

第6条では、4月の末までに大学の在学証明書、または学生証の写しを提出しなければならないことになっております。

給付決定の取り消しに関しましては、条例第7条の規定により給付を取り消すときは入学支援金給付取消通知書により通知することになっております。

続きまして、貸し付けのほうの規則に入らせていただきます。

豊明市大学等入学支援金貸付条例施行規則、こちらはまだ案でございます。

第1条で趣旨を、第3条で申請書類を規定しております。こちらのほうも申請については7月1日から7月31日までと決めております。

そして、第4項で連帯保証人2人をつけてくださいということになっております。

それから、第4条で奨学生の選考を規定しております。選考委員会で決定する奨学生の数は1年につき15名以内としております。こちらのほうも第6条で4月末日までに在学証

明書、学生証の写しを出すようになっております。

第8条では、入学支援金の返還をうたっております。奨学生であった者は大学等を卒業した月の翌月から同年12月末日までに入学支援金借用証書及び入学支援金返還明細書を市長に提出しなければならないということを規定しております。

それから、第10条では返還の免除を規定しております。1月1日現在、豊明市に住民登録がある者についてはその年の返還を免除するものでございます。

こちらのほうの規則の施行日は28年4月1日となっております。

簡単であります、以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それでは、まず給付のほうを、20号のほうでお伺いします。

ここでいう入学支援金、入学金、対象は市が進学に必要な入学金をいうということですが、これは一度質疑があったかと思えますけど、入学金の相場というのは大体おわかりになるでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 入学金はこちらの近くで調べたんですが、国立大学の入学金は約28万2,000円でございます。私学では愛知大学が20万、愛知学院大学が24万、星城大学が25万、中京大学が20万、淑徳が20万、金城が20万に桜花学園が24万というふうになっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 というといずれも30万を切っているんですけど、これは30万がマックスという理解か、あるいは20万であっても30万の給付が受けられるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） これは上限が30万になっておりますので、入学金が例えば35万の場合でも30万しかお出しすることはできませんということです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 28万とかの場合は。

○学校教育課長（堀井浩二君） 28万の場合は28万です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あとこの申請時期が7月1日から7月31日、7月ですよ。要するに高校3年生のとき。実際に試験を受けるのは2月、あるいは3月、合格が出るのが2月、今国立が出ていますけど、3月、ここら辺の手続的にはどうなるんでしょう。

実際にお金を払うのは、7月の時点で審査をして5人決めますよね。実際にテストで合格がわかるのが翌年の2月、3月、お金を払うのが2月、3月、そこへ行くかどうかという、合格して入学金を払っても行かないケースがありますよね。私立学校で2つ、3つかけて、受かったけど、入学金を払ったけど、行かないとか、そこら辺のスケジュール感、合格証明書をもらうということなんだけど、お金を払うときは自分で立てかえるという手続なんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） タイミング的には多少立てかえる可能性はあります。申請していただいてすぐ出せるのに、やはり私ども時間がかかってしまいますので、例えば締め切りがありますよね。納める締め切りというのが。それまでに間に合わないケースもあるかと思いますが、基本的には何とか間に合うようにはさせていただきますが。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的には間に合わないんですよ。2月、3月。これは合格証明証をもらってそこに行くということがはっきりしないと出ないんですか。入学証明証をもらえば出るんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 大学のほうから多分請求書が届くかと思うんですが、進学する大学の決定直後に私ども入学支援金請求書を出していただきます。そちらには合格通知書の写し、それから進学する大学等の入学金の額がわかるものを提出していただいて私どもが給付するという格好をとらせていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 20号、21号のそれぞれの目的のところを見せていただくと、20号は教育の機会均等を図り、有用な人材の育成というふうに書かれていて、21号のほうは豊明に定住を志向する有為な人材の育成及び確保というふうに書いてあって、有用と有為ということでわざわざ言葉を変えておられるんですけれども、この辺がどういった意図というか、対象者や目的に狙いを持ってこういうふうに変えられたのでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。答弁できますか。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 余り私ども有用とか有益という言葉にこだわりはなかったんですが、5名のほうはもうとにかく給付型ということで、進学困難な方のために教育の機会均等を図るという意味でやらせていただいておりますし、15名の方につきましては、まち・ひと・しごとの絡みで卒業後豊明市に住んでいただいて、豊明のために、ひいては定住していただいて市県民税のほうも納めていただけるという意味を込めましてつくらせていただいたんですが。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 有用な人材と有為な人材、これの文言をわざわざ分けた理由を質問していると思うんですけど。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 特に国語的な意味を持ってというよりも、貸付型のほうですと豊明に定住してもらって将来豊明のためになってほしいと、そういうこともあるので有為という表現を使わせていただいて、大学入学支援金の給付型のほう、こちらのほうについては特に条例、規則で制限は加えておりませんが、豊明のほうに将来役に立ってほしい、有用なという表現なんですけれども、恩返しをしていただけるようなそんな人になってほしいと、ちょっと曖昧な表現ですけれども、そういうような意味を込めさせていただきました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ネットで引くと有用というのはストレートに役に立つという訳ぐらいしかなくて、役に立つというのが豊明市に役に立つ人のために給付をするのか、それとも社会、もうちょっと広い意味で役に立つ人のために進学の援助をするというものなのかなというふうに、どちらかなというふうに思って、もう一つのほうの貸付型の有為というのをこれもまたネットで調べると、才能があって将来大きな仕事をする見込みがあることと

というような訳がついていました。あと能力があること、役に立つことというようなこともつけ加えられた意味になっていたので、若干違うのかなというふうには思ったので、給付と貸し付けの対象者に求める態度というか、どういう人を選考するかというのかな。そのところに違いが出てきているのかと思ってお伺いしたんですが、余りないみたいなので、つけ加えて説明することがあればしていただければいいですし。

それと、今回、今いただいた規則の中の第3条に両方とも成績証明書というものがつけられていて、目的にも成績優秀な人になるんですかね。対象者は。品行方正とかいろいろ書いてあるんですが、成績がどのぐらいのレベルにある人が対象にされるのかというのも、それぞれによって、先ほどの目的と照らして違ったりするのかなと思ったんですが、その点はどういうふうに規定されるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） まず、貸し付けのほうのお話なんですけれども、実はこちらは大学を受ける御本人についてももちろん立派な人になってほしいという思いもあるんですけれども、豊明に戻っていただいて定住している間は返還を免除するというところもあるわけでございます。その中には、もちろん豊明の中の会社で働いていただいて地元の役に立っていただきたいと、そういう部分もあるわけなんですけれども、それと同時に、定住していただいている間はもちろんその間住民税を豊明市に納めていただけることになりますので、市としてもそういう意味で本人に頑張っていただきたいと同時に、市としてもメリットがあると、そういうふう考えております。

あと給付のほうと貸し付けのほうと提出書類で、基本的には同じなんですけれども、ただ給付のほうは1点、その中で所得証明をお願いしております。ということですので、貸し付けのほうはもう世帯の所得の状況ということは求めておりません。その中で先ほど言われた成績証明書ですよ。その中に基準はあるかというような御質問だったと思うんですけれども、募集するに当たって例えばオール3ですよとか、オール4ですよとか、そういう基準はつけては特にございませぬ。

それは応募をしていただいた中で、給付であれば世帯の所得の状況も総合的に考えさせていただきますし、成績の状況も考えさせていただきますし、また小論文であるだとか、あとは学校長の推薦書だとか、そういうことを判断させていただくので、窓口自体において成績で幾つ以上の方を受け付けますと、そういうことは考えておりませぬ。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませぬか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは貸し付けのほうについても同じでしょうか。それは公表はオール3以上とか、そういう平均幾つ以上というのはないにしても、選考のときにはそういったものがある程度重要になってくるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 貸し付けも同じ基準で応募は受け付けますので、特に成績が幾つですよというところで仕切りということをする予定はございません。もちろん選考の中で成績が優秀の方が当然上位に選考のほうには入ってくると、そういうふうには思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 条件の中に特に明記されている部分にないんですが、外国籍の子どもたちに関しての資格についてどうでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 資格は豊明市に1年以上住んでおみえになれば、私どもとしては構いませんので、外国籍の方を切るということは一切ないです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 まず、給付の時期、オーソドックスにいつごろなのでしょう。貸し付けも奨励金も含めて。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 大学によっては推薦入学というので秋口に合否が発表されるケースがありますので、それを思いまして7月1日から7月末と定めさせていただきました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。給付の時期です。審査の時期じゃなくて。給付というか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 給付については先ほど説明させていただきましたが、書類ですね。大学の合格通知書並びに大学入学金をお示しになる書類、そういったものがそろったときじゃないと給付のほうはできないことになっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということで、大学の通知書とか、納付請求書とか、そういうものが来たときに給付というか、奨励金を出す時期だと。ということでそれはわかりました。

ということは、合格後にそこを取りやめた場合、要するに4月の末日までに在学証明書とか学生証の写しが出せなかった場合、出せない学生さん、要するに通ったけど、もうやめた。給付を受けたけど、そこをやめちゃったというケースが生じたら、これはお返しをいただくということですよ。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 当然返還という格好になるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 どういった方を選ぶかということについてももう少し確認したいんですけども、まず給付のほうにも貸し付けのほうにも就学意欲があり、品行方正であるというふうに書いてあるんですが、審査の中で選ばれるとはいえども、中学3年生が自殺した問題がちょっと今大きく取り上げられておりますけれども、在学中に若干の違反というか、問題行動があったとかなかったとか、そういうようなことで推薦をもらえなかったり、もらえたりということで子どもが悩んでいて自殺されたわけですよ。

この品行方正という学校の推薦を出したりするときの条件というのはどんなふうになってくるんでしょうか。推薦書の中に学校側のそれぞれの基準、これは高校は大学受験なので、推薦状を出すんですね。だから、高校3年間の行動というか、学習のあり方なのか、部活なのかわかりませんが、どういうふうに推薦書を出してくるかというのが、公立中学校ならまだしも、高校になるとすごく千差万別のような気がするんですけども、そういった推薦状の条件というか、こういうことについてきちっと書いてくださいとか、

こういうことで学校側が推薦するかしないかの判断をしてくださいというようなものは市から示せるものなのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） こちらから示すことはなかなかできませんので、学校の校長のほうからの内容であくまでも推薦書とさせていただきますが。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうするとすごく差が出てきてしまうように思うんですが、それは仕方がないということで済んでしまうのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それは当然選考委員会の中で協議をしながら総合的に判断されると思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 先ほどの宮本委員の質問に若干関連するかもしれないんですけど、何年か通われて、例えば途中2年ぐらいのところで中退した場合とかもこれは返還ということによろしいのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 給付の方については返還の義務はございません。貸し付けの方については返還をさせていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。手続面で申しわけないです。私学は2月ごろなんですよね。入学金を納める時期が。国公立はおよそ3月。多くの学生さんは2月に私学をまず受けて、滑りどめで。それで、国公立が受かったら国公立へ行く人が多いんですよね。2月のときに私学で入学金を納めて行く大学が国公立になった場合に、さっきの在学証明書、これが

最初の入学金の資料と在学証明書の学生証の写しの資料が違っているケースがあり得ますよね。こういう場合どうなりますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） そういったケースは当然私学のほうが高くて公立が多分お安い、要は精算をさせていただく予定です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、学校をまず変更できるという理解でよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 基本的には給付を受ける前に希望する大学は決めてもらうんですけれども、本人さんの理由等で大学が変わることは十分想定はできます。私立のほうが早いものですから、もうそちらの時点で私は私立へ行くということであればそれで全く問題はないわけなんですけれども、その後に私も国立を受けたいというような御希望をお持ちであれば、私立の時点で申請をしていただいておりますけれども、その後国公立を受かって私は国公立へ行くということであれば、その分の合格証明書は4月に私どももいただいて、その中で精算させていただくと、そういうことでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 わかりました。最終的に精算するということで。

今度は貸付金のほうですけど、貸付金は基本的に保証人が要ると書いてあるだけで、要綱にも保証人の資格とかそういうのが1人は家族ということが書いてあります。それ以外保証人の資格というところは特に定めはないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 第3条の第4項以外の定めはございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 もう一度先ほどの推薦状の関係なんですけど、選考のときの。今のところ高校の判断に委ねるといような感じの答弁なんですけれども、本当にそれでいいのかなと思うんです。特に枠が5人しか今のところないほうについては結構厳しいんですよ。

生活が困窮、5万1,300円未満の世帯で、成績が平均何点以上というのはないにしても、優秀な人からとっていくということになると、目を見た数字がやっぱり優先されるんですね。

そうすると今度また推薦状のほうで推薦を出してもらえるか、そこに何を書いてくださるかということも大変本人にしてみれば気になるし、重要な部分になるので、自分で頑張る成績のところはまだしも、そうじゃない部分について、やはり市としては推薦状にはこういうところをきちっと見てやってほしいとか、何か少しぐらいあったほうが私は公平に、また的確に選考できるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今の推薦状の内容のお話なんですけれども、私どもが考えるに当たって、その子どもが高校3年間何に力を入れていたかということについては私どもは承知はしていないわけでございます。そういう中で市のほうからこういうことを書いてくださいというよりも、それはやっぱり実際に3年間過ごした学校の中で判断をさせていただいて、この子は部活を頑張ったとか、いろいろボランティアをやったとか、いろいろ評価する項目はあると思うんですけれども、そういうところで学校にやっぱりお任せすべきではないかと。

やはりそこで市のほうから口を出してこういうことを書いてくださいというのちょっと違うのかなと私は思いますので、やっぱり内容については学校でその子どもが本当に頑張ったところを書いていただけたらと思いますので、そういう部分で推薦書を出していただければ判断をさせていただきたい。そういうふうに思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。細かいところを聞いて。海外の大学ももちろんオーケーでしょうか。

それから、もう一つは海外の場合は9月の入学ということになると7月の審査ですので、時期的には間に合うと思うんですけど、まず海外についてどうでしょう。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） まず、貸し付けのほうですと豊明住民票というのがあるので、そちらは無理かなと思いますけれども、給付ということであれば、条件さえクリアしてお

れば私は海外でもいいかなと、そういうふうには思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 給付型のほうで申請のときに出していただく書類の中に所得の証明書というのがあるんですけども、所得の5万1,300円未満なんですけど、より所得が低い、高いというのは、ほかの5人に比べてですが、5人以上か、申し込みの中で。そういうのと、それから成績だとか、推薦書だとか、そういうものの評価の仕方というのはどういうふうになるんでしょうか。優先順位としては成績なのか、推薦書なのか、所得状況なのか、小論文なのか。どこを一番重要に見て決めていくことになるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今の時点で私どもが答えをするというよりも、それは選考委員会の中でしっかり議論をしていただいて、総合的に判断していく基準は其中で決めていただければいいと思うんですけども、ただ先ほど言われた所得で今5万1,300円が市県民税の所得割の額である程度定めておりますので、それより下の方が応募してくるということにはなるんですけども、やはり総合的な評価の中では家庭の経済状況、あと成績、そういうところもありますので、少なくとも5万1,300円よりは低い方、割と成績がよくて収入の少ない方というのは判断材料としては優位になるのかなと、そういうふうには思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この5万1,300円というのは、ちょっとこの数字だけではなかなかつかみにくいので、どのくらいの生活水準に当たるのか。年収とか、そういうわかりやすい数字でちょっと説明してください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 年収で言いますと大体350万円ぐらいがラインかなというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 350万円未満ということになると、今高校の豊明市が上限5万でしたっけ、給付しているその対象者の決め方からいくと、この350万というのはどのくらいに当たるんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私どもが今やっております私学高等学校の就学助成金補助についての4つの項目があります。そのうちの下から2番目の年額4万円の方が対象になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。さっきの海外の件なんですけど、貸し付けのほうはそもそも資格はないということなんですけど、その資格がないということはどこに書いてあるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 住民票は豊明市に置いていただきたいので、海外に行かれば豊明に住民票はないのかなと思いますけれども。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それは卒業してからの話でしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 申し込む時点で豊明に住む意思のある方という条件が付してありますので、ですので、応募の時点で海外に行くということは豊明に住む意思がないということになるのではないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 海外の大学に勉強に行くのであって、住みに行くんじゃないくて、卒業したら当然豊明市に帰ってきて住むというその前提なんですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 失礼いたしました。ちょっと私勘違いしておりました。大学卒業後に豊明に住むというようなことを意思表示されていれば問題はございません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。あと、この貸し付けなんですけど、私の経験では入学金の貸し付けというのが一番延滞が多いんですよ。延滞、返さない人。これも一応返さない。住所があって免除の場合は別ですけど、それ以外で借りた人が返さない場合、こういう場合の想定、延滞利息とか、そういうことも記載されていませんし、借りた場合の返さない人への対応、ここはどんな想定をされているんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私どもは連帯保証人をお願いしておりますので、まず連帯保証人に返還のことをお話しさせていただいて、それでもだめな場合はもう御本人様をしっかりと転居先等を調査させていただいて返納をしていただくようにさせていただきます。利息については一応私どもは無利息ですので、元金を返していただくことを目標にしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどの高校の就学奨励金4万円の対象の人たちがちょうどこれに当たるといことなんですが、今それを受けていらっしゃる方の人数は何人に対して5人というのはどうのようにして割り出されたんでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 今年度の私学助成のほうですが、全部で372名の方で、そのうちの1から4までで1番目、2番目でおよそ3分の1の方が受給をされております。

それで、あと5名にした理由につきましては、豊田市のほうが15名でやっております。みよし市が7名、そういった豊田市の人口規模やみよし市の市の財政状況などを考えまして豊明市は5名が妥当ではないかということでやっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今高校で奨学金を受給していらっしゃる方が4万円未満の人、1段階、2段階の人ですか。全体の3分の1ぐらい、というと百数十名いらっしゃるということですよ。その人たちが一応大学に入学の意思があるかどうかということは別として、その対象になると。しかも、それは今私学なので、公立の方もお見えになると思うので、人数的には豊明市内のこのくらいの所得で高校に通っていらっしゃる方はさらに2倍以上いらっしゃるというような想像ができるんですけど、そのイメージは間違いないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） おっしゃるとおり、私ども今私学の人数の数しか言っておりませんが、公立のことは私どもも把握はちょっとしておりませんが、あくまでも5名については先ほどお話ししました財政規模を考えて、私ども豊明市としては5名が妥当ではないかという判断になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 対象は多分200名以上300名近くいらっしゃるだろうけれども、財政的に5名ということで、所得水準と大学進学率というのがどういう状況にあるかというのは御承知のことだと思いますが、そういうことからまずどのくらいですか。今400万円以下の所得の人たちと1,050万円以上の所得の方の大学の進学率が3倍違うというのが結構話題になっているんですけど、そういうようなことも当然御承知の上で、それでもやはり5名というような判断をされたんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私ども給付は確かに5名になっております。貸し付けが15名になっておりますので、私ども合わせて20名という考え方を持っておりますので、以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 貸し付けのほうは所得の制限がないものですから、どなたでも申し込めるわけですよ。これも御承知のことだと思いますけれども、やはり親の所得、経済的に豊かなおうちほど子どもの学力が高かったり、学習機会が確保されていたりというのはわかっていることなので、どちらかというとも裕福なおうちの子も手を挙げられるわけですよ。

よ。豊明に住み続けるという意思があれば。

そういうことを思うと、やはり給付型のほうを5名じゃなくて、もう少し手厚くしておかないとかなりのそぎ落としが出てくるんじゃないかという気がするんですが、予算上今年度は5人、初年度なので5人ということは別にこんなものだろうと思って様子見で構わなかったんですが、規則にまで5名というふうにしっかり明記されていたので、ちょっと私はびっくりしたんですが、これについては当面というような理解でいいんでしょうか。もうこれは絶対続けていくという強い意思のあらわれなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今回お一人30万円を上限、20人で合わせて600万ということなんですけれども、やはりこういう制度はこれからも継続してとにかく長く続けたいというのが私ども教育委員会の考えでございます。そういう中で今回600万なんですけれども、それを拡大して、例えば1,000万にしてこれからずっと続けられるかという、やはりそれよりも制度を維持する。そちらのほうを優先したいというふうに考えておりますので、今の時点で拡大しましょうというよりもとにかくこれを続けていく制度設計というんですか。そういう部分で言うところのこの辺の600万円がやっぱり限界なのかなというふうには考えておりますので、今の時点で将来拡大しますというところまでの考えは現時点では持っておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 合わせて20人というような、そういう考え方ではなくて、私が今申し上げているのは給付型のほうの枠が小さくないですかと。機会均等という点からいくと小さくないですかと。高校のときにはある程度広げておいて、大学進学だどぎゅっと小さくなっていくという、そのところがどうなのかということをお願いしているんですが、話がいきなり150万が1,000万と言われるので、私は1,000万にしろなんて何も言っていないで、5名というふうには今は決めているけれども、様子を見てその辺はふえたりしていく可能性があるのかどうか。強い意思で5名なんですかというふうにお伺いしたので、そういうことについて答えていただきたいんです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） まず、私が今の時点で強い意思でという表現をされましたけ

れども、今の時点では考えていないということでありますので、その時点、今から何年先かわかりませんが、その時点の豊明市の財政状況であるとか、そういうことの先に考える必要はあるのかもしれませんが、今の時点ではまだ考えていないと、そういうことでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 最後の質問をさせてもらいますけど、1年につき5名以内、それから片方が15名以内ということで、片方150万と450万の予算なんですよね。先ほどの入学金の相場を聞きましたら20万とか、24万、25万、28万、予算を150、450を優先してこの人数がその予算内におさまれば15が少しふえてもいいんじゃないかと。あるいは5名が予算内で150万以内におさまればより多くの人に給付、あるいは貸し付けたほうが、予算以内であればと思うんですけども、この人数が優先をされているんですけど、そこは予算優先ということにはならないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 例えば申し込みのときに補欠をとるか、というようなお話になると思うんですけども、ただ補欠をとる場合ですとその人が受験する際に本当に対象になるかどうかはわからないということだと思えます。やはり特に給付の方が受験をされる場合は財源的な保障があるから頑張ると、そういう部分が多いと思いますので、財源的には補欠の場合にいただけるかどうかはわからない中で、それを判断するというのは私は難しいのかなということも考えておりますので、予算額で追加で例えば2人、3人入れるというよりも、やはりこれは人数で何人というふうでいくべきであろうと、そのようには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 補欠というその意味がよくわかりませんが、要するに7月段階でこの大学を受ける、どこの大学を受けるということで入学金額というのははっきりしますよね。ですから、7月の末現在で5名でトータル150以内、100万ぐらいだと。そういうことでわかるんじゃないかと思うんですけど、7月段階、審査の段階で。そうするとその中で補欠という意味がよくわからないんですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） ちょっと申しわけないんですけど、ちょっと意味がわからなくて申しわけなかったんですけど、やはり先ほどお話ししたように、大学を受験される方はもちろん申し込みのときにどこを受けたいという意向はあるんですけども、先ほど委員が言われたように変更されることもあるだろうと。大学が変わったときに国立もあるだろうと。そういうようなお話があるわけですから、当初から予算が変わることは十分想定はできますし、そういうことから考えると額が決まるというのは、予算上金額が決まっておりますので、なかなかそれは難しいのかなと、そういうふうには思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今度は貸付型についてお伺いしたいんですが、こちらも申請のときにはいろいろ書類を出すことになっていて成績の証明書も出すんですが、この貸付型の学生を選考するときには主な選考の優先順位を考えるとすれば何になるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今の時点で私がこの項目ですよというよりも、やはりそれは選考委員会の中でしっかり決めていただいて選考していただければよろしいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 給付型のほうが5人しか枠がないので、例えば貸付型のほうで豊明市外に出ていく気持ちもないので、こちらのほうで申し込んでおこうと、枠が多いので。そうなった場合、成績が同じだったとすれば、所得のより低い人に少しでも入学金の支援をしようというふうに働くのか。その辺がちょっと気になったものですからお伺いするんですけども。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 貸し付けタイプには所得証明は要件として入っておりませんので、その方の所得というのは基本的には選考の基準には入らないと。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 2番のところに連帯保証人の所得証明書及び納税証明書と書いてあるんですが、そこには納税したかしていないかだけで、どのくらい納税したかというのは、ここはわからないですか。ここでは。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 連帯保証人の場合、本当にそれを保証する能力があるかという意味でそういうものをつけさせていただきますので、御本人というか、審査をされる方の所得については特に求めてはおりませんので、そういうことでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 でも、大体大学の入学金、学費は本人というか、学生ではなくて大体親ではないかと思うんですが、この保証人の中の1人は保護者、もう一人はそのほかということになっていたとすると、家族全員の所得がわかるわけではありませんが、主たる世帯の納税者というか、働き手の経済状況はわかるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） そちらの所得の証明については選考するために使うわけではございませんので、それが連帯保証人としてちゃんと保証できるかどうかと、そういうところで使わせていただきますので、そちらでもって選考の際に能力、成績だけではなくて、所得の状況を判断すると、そういうことには使う予定はございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） まだたくさんありますか。

○山盛さちえ委員 答弁次第です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） それでは、会議の途中ですが、ここで10分間の休憩といたします。

午前 11 時 休憩

午前 11 時 12 分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。一度に3つ聞かせてください。

1つは広報の仕方、非常に市民の皆さん方も期待する制度だと思いますので、どのような広報をされるのか。そこの広報の仕方が1点目。

2点目が、それぞれの条例のところに記載してありますけど、学校教育法第83条に規定する大学ということなんですけど、この大学で先ほどオーケーという返事でしたけど、海外の大学ってここの中に入るのかどうか。その確認が2点目。

3点目が、その下に書いてあります入学資格のところ、高等学校卒業程度認定試験に合格者ということで、それに規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者、この合格者に該当する人たちは推薦書とか成績証明書が出ないんですけれども、そこは臨機応変にやっていたらいいのかどうか。この3点についてお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） まず、1点目でございます。広報の仕方ですが、広報紙とホームページを使って広報する予定になっております。

2点目の大学等ですが、今ちょっと確認中でございます。もうしばらくお待ちください。

それから、3点目、検定の関係ですね。推薦書がとれないじゃないかということですが、当然申請書には推薦書をつけなさいということは書いておるんですが、そういった方については当然高校に行っていなければ推薦書がとれませんので、それはケース・バイ・ケースでやらせていただきます。成績証明書も同じですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 どれぐらいかかるでしょうか。海外の。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 先ほど休憩のときにもう既に確認をするように指示してありますので、もうしばらくお待ちください。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 貸し付けのほうについてお伺いするんですが、一番の目的は定住だと思うんですが、こういった話が出てきていたときに地元の企業さん、商工会とかそういうところなのかもしれませんが、よそなんかだと例えば奨学金の返済を地元で就職した場合

は免除するだとか、そういったような取り組みをしていらっしゃることもあるかと思いますが、定住を目的とした事業で入学金としたこと。

それから、奨学金の返済を一部免除するとか、利息分は市ばかりじゃなくてもいいと思うんですが、企業さんと基金を積んでそこで保障してあげるとか、軽減してあげるとか、そういったいろんな方法があると思うんですが、本市においては入学金としたこと、それから市がそれを全て持つという2つの制度にされたのはどんな話し合いの中でここに固まっていたのでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） まず、入学金対象にどうして絞ったかという点からでございますけれども、授業料につきましては学生支援機構、そちらのほうでも対象にしてみえますし、各学校、財団、大学でも制度を持ってみえます。そういうこともあって給付型も含めて授業料については割といろんなところでお出ししていただける制度がありますので、そちらの制度を活用していただければいいのかなと。やはり入学金という部分は相当手薄なところがありますので、そういうところを支援したいということで入学金に絞ってあります。

それと、交付金の内容のお話なんですけれども、財源のお話をさせていただくとまち・ひと・しごとの関係になりますので、これは国の交付金の対象になりますので、先ほど地元の方に負担もというお話であったんですけれども、これは国の交付金を活用しようということで計上させていただいております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 今回の件でまち・ひと・しごとの国からの交付金というふうに伺ったんですが、これは交付金がなくなったらやめる事業になるのでしょうか。それともそれ以降は市のほうが受け持ってずっとされるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 国の交付金がいただける間はいただきますけれども、それがもしなくなってしまうとこれは継続してずっと続けていきたいと、そういうふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 私の質問の趣旨は、入学金ということではなくて、県外であってもいいんですが、豊明で大学卒業後も定住なさる。それから、多分就職も遠いところだったら通えないので、近隣で就職されるんだと思うんですが、そういったときに奨学金をたくさん抱えたままで、返済をたくさん抱えたままで地元に戻ってくるという、その人を支援するような、返済の部分について市が、あるいは地元の企業さんが……。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員に申し上げます。今回の20号、21号とは関係ないと思うんですけども。質問を変えて……。

○山盛さちえ委員 そういったことも定住政策だと言われるので、いろんな定住が大学の授業料や入学金やいろいろな中でいろんな選択肢や事業の展開もあつただろうにと。これにされたのは、今私が申し上げたようなことも十分検討されましたかということを知りたかったので、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） もう一度済みません。何をお聞きしたいのか、私、ちょっと聞き取れませんでした。もう一度簡潔にお願いします。

○山盛さちえ委員 入学金というふうに限定しなくても、奨学金の返済を市、あるいは地元企業等が持つということで定住を促すことはできたと思いますが、そういったことについての検討はなさいましたか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますか。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 教育委員会としては検討はしておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員の、時間はかかりますか。

○教育部長（加藤賢司君） 先ほどの学校教育法の条文は今焼いてきたんですけども、なかなか長文でありまして、申しわけないんですが、今この場でそれを解釈して皆さん方に御説明するというとちょっとお時間をいただくと思うんですけども、先ほど宮本委員の御質問があつた海外の大学ということですけども、ちょっと私は対象になるというような発言は控えさせていただいて、それについては学校教育法を参考にしながらいろいろ検討させていただくと、そういうような答弁に変えさせていただいて、これからはこちらに基づいてしっかり運用させていただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的には賛成の立場で討論させていただきます。

ただし、やはり初めてのことでありますし、基本的にはこういう大学入学支援、教育関係を重視されるという政策は大いにこれからも拡充しなきゃならないんだろうと思っております。したがって、そういう観点から、まずこの条例にないからだめなんだ、あるいはこれが該当にないんだということじゃなくて、どのような解釈をすればというようなことで、ぜひ弾力的な運用の中で解釈をしていただきたい。

それと、先ほどの海外の大学は学校教育法に入っているか入っていないかという結論は出ておりませんが、恐らくここでいう学校教育法の中には入っていないような気がしますけど、先ほどの回答で海外の件は取り下げをされましたけど、ぜひそこら辺も検討課題の中に入れていただきたいと。もし入っていない場合は、そういうようなことを付して賛成とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 まず、給付型のほうですけれども、賛成の立場で討論させていただきます。

ただし、質疑の中でもいろいろ申し上げましたけれども、選考についてはできるだけ窮度の重い人というか、高い人というか、そういう人たちがやはり意思を持って望んでいけば救済していったらいいなというふうにも思います。そういうことから思いますと、この5人というのは余りにも少ないのではないかというふうに思っております。今年度は初年度なので、5人ということで様子を見ながらのスタートは理解いたしますけれども、そういった点については十分今後配慮していただきたいなというふうに思います。

経済的理由によって進学を断念した子どもたちの中で年収が400万円以下の層の中で42.9%が就職するということで、本来は進学したいけれども、家計を支えるために働き手となるという、そういう選択をする高校卒業生がたくさんいるということを十分理解した上で選考、あるいはまず人数については今後大いに考えていただきたいというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成でよろしかったですよ。

ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 賛成の立場ですが、少し意見も言わせていただきたいと思います。

今大学に進学している方の調査によっては半分近い方が何らかの奨学金のような制度を活用しているとも言われている状況です。そういった状況に照らし合わせると5人、15人という数が十分であるとは思えません。また、卒業した後もブラック企業のようなところで働く、もしくはその働き口もなかなかないという中で返済が困難になる方も多いと聞いております。ですから、貸付型の条件に一方はなっているというところも今後改善が求められるのではないかと考えますが、一方で教育の無償化を進めるのは本来国の役割でありますので、国の役割をしっかりと果たすということをこういった給付制度とともに今後は働きかけていただきたいと思いますと考えて、賛成の討論とします。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第20号について採決を行います。議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号について採決を行います。議案第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

（討論一括だった。討論別々って最初言わなかったの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ごめんなさい。

（討論別々じゃないといけないですよねの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） そうですね。では、議案第21号について、討論のある方、挙手願います。

山盛委員。

(委員長、討論一括でやるっての声あり)

○山盛さちえ委員 討論一括って言いました。質疑は一括、討論も一括でした。あら。そうか。失礼。

(だから給付って言われたんですねの声あり)

(そう、給付についてはっての声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 一括ということで、御理解をお願いします。

○山盛さちえ委員 本会議でやります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 21号について採決を行います。

議案第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

山盛委員から出ていた資料請求の件なんですけれども、私も見させていただきまされたけれども、納得のいくような理解ができないということで、資料請求は却下させていただきます。よろしくをお願いします。

続いて、議案第23号 豊明市立野外教育センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長(樋口 進君) それでは、議案第23号 豊明市立野外教育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、野外教育施設事業を完了したため必要があるからです。

豊明市立野外教育センターは施設の老朽化により平成26年度から閉鎖をしております。宿泊棟の建てかえも検討しておりましたが、建てかえを中止し、施設を廃止することにしたため条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第23号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議なしと認めます。よって、議案第23号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議場で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回の改定によって上限額がそれぞれ引き上がるわけですが、この上限額の引き上げによって見込みで構わないんですが、該当してこれまでよりも多く負担をしなければならないという方がどれぐらいいるかというのはわかるでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） たしか議案質疑のほうでも同様なことをちょっとお聞きいただいていると思いますが、今回の税率改定の改定後の基準で計算をいたしますと限度額の方が240名ほどおりますので、その方が全て影響があるというふうに考えております。  
以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 23条中「51万円」を「52万円」に、「15万円」を「17万円」に、「13万円」を「16万円」ということで、上げ幅がこのように定められているわけですが、こういうふうに改定するには何か理由があったのでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回1つ前の国の基準に合わせた形になっておりますが、それまで国のほうの基準を上げていくところが介護分、後期分のほうが少し厚目に改定されておりましたので、そこに合わせる形になるとこのような形になるということになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今回この一部改正が出ておるんですけど、12月の議会で一緒に提案されなかった理由は何でしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これも議案質疑の際に早川議員から御質問をいただいているところであります。基本的に国の基準を見て、国の基準以内で市が条例で定めるといような形になっておりますので、国の基準をあえて見定めてから計算をして改正するという方向で来てまいりましたので、そちらのほうに合わせさせていただきました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この上限の引き上げというのはたびたび行われているんですが、本市としては国の基準に対してどのくらいの位置にあるように、あるいは上げ幅をどのくらいずつというような何か考え方みたいなものはあったのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） かつてから若干低目にずっと設定がされてきたという経緯があります。基本的には近い形に合わせないと所得の低い人たちに対して負担をするような形であったり、または一般会計の繰り入れの部分がその部分に当たるかというようなことになってまいりますので、基本的には余り乖離がないような形で進めてきたということがあります。

最近の動きからいきますと、平成26年の改定の際に国のほうが4万円提示しているところを2万円で翌年に2万円というふうにちょっと送ったという経緯もありますので、そこで6万円の乖離が出てきている形になっておりますので、今回はそれをちょっと埋めたといような形で改正させていただいております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回の改定に伴ってこれまで以上に例えば国の拠出分、国庫の負担分なんかを大幅にパーセントを引き上げるような、そういった変更というのもし同時に行われるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 基本的に国は限度額いっぱいの部分までしか、限度額超えの部分というのは基本的にはもう排除してしまいますので、あくまでその部分については若干の手厚い部分というのは出てくるかもしれませんが、基本的には従来の方向とは変わらないと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 国が今回また上げたわけですがけれども、国が上げてこなければ先ほど26年の2万円、もう一回次の2万円というのはもう予定としてはあったわけですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 最低でも2万円というのは初めからもう上げるつもりで考えてはありました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そのタイミングも今なんですか。今回のタイミングは国が上げたからということが理由だったんですが、4万円上げたときに2万円、2万円というふうに2段階で上げるというふうに決めていた時期というのはどういうタイミングだったのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これは年度当初から運協に御説明をしている上でも2万円は最初は上げますというようなことは話をしております。恐らく12月議会のときにその

あたりを考慮したかどうかということを書いてみえるのかなというふうにちょっと私は思うんですけども、そういったところにつきましては、国の動向なしで2万円だけ上げてしまうとまた次に国が4万円上げたよという話になると、またそこで検討し直さなきゃいけなくなってしまいますので、その部分についてはあえて排除をしておりますので、基本的に頭の中では2万円は确实だよということを、2万円以上で上げますよという想定をしておりましたのはもう年度当初からしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 私が本会議のときの質疑のメモと今の答弁とちょっと240というのが、私は世帯というふうにメモをしたんですが、今、人というふうに答えられますが、それは人のほうが正しいのでしょうか。

それから、そのときに750万円ぐらい上限を上げることによって税収がふえるという説明だったんですが、その点についても間違いなかったでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 済みません。先ほどの訂正をさせてください。240世帯です。申しわけございません。

あと750万円という答弁につきましては調定額になりますので、掛けているわけですから実際はそこに多分収納率というのは若干かかりますので、確実にそれが収入に反映するかというところとちょっとそれよりも少ない収入にはなるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回改定されるのは限度額の変更ということで、実際にこれに該当する方は所得がそこそこ多い方ということになると思いますが、一方で国民健康保険全体で言えば所得が低い方も該当する方が多く、こういった保険の運用を、年々負担が上がっていくのをそのまま加入者に求めるという方向は改めるべきではないかと。やはり国の負担している定率負担分の引き上げなどを通じて安定的な国保の運用をするべきではないか

なというふうに考えるので、反対の立場の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第38号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

そもそも国が現行85万円から89万円に引き上げることに伴いまして、本市としても79万円から85万円、6万円引き上げることになると思います。今まで本市は県下でも課税限度額を低く設定しております。国が毎年4万円ずつ引き上げてきたこともありまして、これ以上国との乖離が出てきますと平成30年の都道府県化されたときに混乱を招くかというふうに思っております。ですので、今回のこのタイミングでの判断というものは適正だと思い、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の一部改正については反対の立場で討論させていただきます。

前議会で税そのものの本体のほうの改正がありまして、大きな負担増になりました。今回また値上げということになるわけですがけれども、今一元化に向かって準備が進められておりますけれども、その状況がどうなっていくのかということのもまだ明確になっておりません。大きな差ができてくるのか、激変緩和が必要であるかどうかということについても未定な状態で次々に値上げしていくということにはとても承服しかねるということで反対の立場をとらせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

基本的には豊明市の保険税率が著しく低位のクラスにありまして、県への移行等を踏まえれば、この限度額改正についても一定程度の引き上げは必要だろうというふうに判断をし、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第38号について

は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、議案第40号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について説明します。

この案を提出するのは、とよあけファミリー・サポート・センター事業が平成28年4月1日から豊明市保健センター内で事業を実施することに伴い必要があるからです。

ページをおめくりください。

とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例です。

内容は、第2条第2号の1です。これを、豊明市栄町内山67番地5から豊明市西川町島原11番地14に改めるものです。現在、内山保育園と同じ建物で実施しています家事・育児支援をワンストップで提供できるように保健センター内で実施するためです。

以上で議案第40号の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ファミリー・サポートの今の提供会員、それから利用会員、それからどういった事業がここで行われているのか。保健センターに移行されることによる全体のイメージ、それから事務量等を把握するために、26年度の状況で結構なんですけど、ファミサポの利用状況等の資料をお願いしたいんですけども。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局において用意できますでしょうか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 10分ぐらいあればできます。印刷せないかんものですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ただいま山盛委員から資料請求がありました。資料請求することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成の方の挙手をお願いします。

（えっ、これだけ賛否とるの。異議ありって言わなかったよの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） それでは、当局において資料を用意してください。  
その資料がないと質疑ができませんでしょうか。

（皆さんはできるかとの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） では、質疑を続けます。  
鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 口頭で結構ですので、わかる範囲の実績の確認をしたいということと、あと保健センターに移転することによってメリットは大きくなると思います。移転するに至った理由と、あと今内山保育園、南部なんですけれども、内山保育園から保健センターに移管したときのデメリット等があれば教えてください。口頭で結構です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。  
高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） まず、件数ですけど、平成26年度で3,000件をちょっと超えるぐらいの件数がございます。事業としては、家事と育児支援をしております。

メリットですね。今回の。保健センターに移動することによって妊産婦のサポートがワンストップで可能になるということと、内山保育園は南部にございますので、市内中央部に移動することによって提供会員だとか利用会員の利便性が増すということが考えられます。さらに、保健センターは母子手帳の交付など利用者も多いものですから、このファミサポ自体の認知度が上がって、また会員の利用にもつながるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。  
高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） デメリットは今のところ会員さんは電話でのつながりが多いものから余りないと考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。  
資料がそろうまで暫時休憩といたします。

午前11時44分休憩

午前11時55分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
お手元の資料の説明をお願いします。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、今お配りさせていただきました資料について説明させていただきたいと思います。

まず、1枚目が26年度の月別集計表となっております、活動項目がいろいろ多岐にわたっておりますので、かいつまんで御説明しますと、基本的には保育園とか学校、児童クラブについての送迎が中心になりまして、3,000件のうち2,000件を超えるぐらい、あと迎えに行ってお子様の預かりというのが、1,000件ちょっとぐらいが大部分でございます。

会員数は現在依頼会員が608名に提供会員が161名で、両方会員というのが38名ございまして807名でございます。

もう一枚のほうについては、ファミリー・サポート・センターのパンフレットとなっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回保健センターでネウボラ、ワンストップサービスという説明を何度か聞いておりますが、このファミリー・サポート・センターをここに移転することと、そういったワンストップサービスとか、どのようにつながっていくのか説明をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、委員の言われますとおり、保健センターのほうに産前産後の妊婦さん等が来ますので、こういった家事支援とか育児支援がネウボラ関係で一体でできることを目指してそういうふうにするものです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちょっとネウボラとして保健センターで取り組まれる事業の全体像がちょっとまだつかめていないのですが、それもちょうとあわせて説明してもらっていいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 保健センターのほうからお答えさせていただきます。

従来から保健センターのほうでは母子保健事業ということで、母子健康手帳の交付から3歳児健診ぐらいまでの年齢を対象にということで一連の事業は実施しておりまして、保健師が地区担当制という形で支援の必要なケースには個別に支援をしていると、そういった形では基本的には大きく変わりはないんですが、今度は母子健康手帳の交付のところから、まずファミサポが移転してきたときに、そこで今、高木課長がおっしゃられたように、産前産後で家事支援等が必要な人がいたとすると、母子健康手帳交付時のところから御案内できるとか、そういった意味では、今のように離れたところを紹介して、また別のところで申請の手続をとるとか、そういったところの必要がなくなるということでは、非常に対象者にとっては利便性が上がるのではないかというふうに考えられます。

あと、全体像としては、例えば母子健康手帳をとりに来た段階からいろんな意味で御心配のあるケースが出たとすると、特定妊婦と言われるケース、特定妊婦まではいかなくても支援が必要なケース等というものを保健センターのほうで把握していきますので、妊娠中から支援をしていくということで、今度は支援プランというものをきちんと立てていくというふうになっております。今言いました特定妊婦というところからまず優先的にプランを立てようというふうに考えておりまして、28年度については特定妊婦を50件くらいと見込んで支援プランを立てる予定です。

特定妊婦のところがある程度軌道に乗りましたら、支援が必要なお子様のほうにも計画を広めていこうというふうに考えておりまして、お子様を対象にして親子ということにはなりますが、予定では80件くらいを見込んでおります。しっかりとそういったケースプランは支援プランを立てて、その支援プランを立てるに当たっても地区担当保健師というものが従来からいるんですが、母子保健コーディネーターという位置づけの人を置きまして、母子保健コーディネーターが地区担当の保健師をアドバイザー的な形で支援したりとか、あとは従来から児童福祉課、医療機関、関係機関等の連携を図ってはきておりますが、さらに母子保健コーディネーターの役割の人がそのあたりをこれからはお密にしていくという形になっていきます。

それと、先ほど3歳児健診あたりまでが保健センターの担当で、あとは児童福祉課のほうにバトンタッチしていくような形ではあったんですが、今度は就学時までということになりますので、ワンストップという形で、なおさら今まで以上に就学までのプランを連続して支援していくという意味では、家庭児童相談員等を含めてさらなる連携の強化が求められていくと思います。あとは産婦健診等も充実させるということで、予算の概要のところにも計上させていただいておりますが、全体像としてはそういったイメージをしていた

だければと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 資料でいただきましたところで言うと、産後のサポートは一番下のママサポ以来ではないかというふうに思っているんですが、余り件数が伸びていないんですが、26年が31件、これは人数で言うとどのくらいに当たるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 31件なので、31人です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません。該当者ですかね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 31件のうち、実際に利用した人が何名かということではなかったですね。実際利用された方は26年度は3名の方です。ママサポですよ。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 産後の産褥期のヘルパー派遣みたいなものがこのママサポで間違いなかったですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 産褥期の家事支援がママサポに該当します。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、なかなか年間で3人の方しか利用がないということが、今回ファミサポが保健センターに移行することでもう少し利用がふえたりとか、サービス向上につながるという、そこが一番のメリットなんじゃないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今まで少しママサポの存在がわかりづらかったということもございますので、今回保健センターのほうへ行けば当然母子手帳交付や何かで困られた方について御案内がすぐできるということで、今回そういったことがメリットになると考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今は内山のほうなんですけれども、そこでのPRも継続されていくんでしょうか。逆に新しく対象になられたお子さんやお母さんたちが、この情報がちょっと得られなくなるというようなマイナス面はちゃんと解消するように考えておみえですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 内山保育園にまだ支援センターがありますので、そちらのほうで紹介は行えると思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 移転によって今以上に子育て中の世帯に対する支援が大きくなったりしていけば、それはいいことだなというふうに思っております。たまたまこういった対象にある年齢の若いお母さんたちとお話しする機会があったときに、ほかのまちでは保健センターという、そういう少し看護とか医療に関係する部分と、それから子育て支援センター、相談とかをやっていらっしゃるような、そういう子どもを遊ばせたり、様子を見たりしていただく部分と、それからファミリー・サポート的な部分が全て一体になっている施設がありまして、やはりそれが一番いいんだなというようなことをお聞きいたしました。

内山保育園にファミサポが移動したり、子育て支援センターが移動したその経緯はいろいろあったにしても、今後アセットで施設の統廃合とか見直していかれる中で、やはり1つにまとめるというならそこまで含めて1つにまとめていく、そういったこともぜひ視野に入れて考えていただきたいなという要望を付して賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 議案第40号 とよあけファミリー・サポート・センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

これによってお母さんたちがわざわざ内山保育園に行くことがなくなり、まさにワンストップでファミサポの利用ができるようになると思います。保健センターで母子手帳交付時にファミサポの会員登録を勧めることができるようになります。これによって新年度から妊娠、出産、育児、子育て、就学などをワンストップで行い、まさに日本版のネウボラが行われるようになると思います。大変利便性が高まるということですので、先ほどのマサポの依頼件数がふえることも期待して賛成の討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第40号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ではありますが、昼食休憩のために13時15分まで休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第41号 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それでは、議案第41号 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめぐりください。

このたびの改正は、学校教育法において従来の小中学校に加え、小学校から中学校まで一貫して義務教育を行う義務教育学校が学校の種類として規定されたことに伴い、条例上の母子・父子家庭における児童の定義として、在学する学校の対象にこの義務教育学校を

追加するものでございます。

なお、この改正につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第41号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第42号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それでは、議案第42号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、福祉医療制度間の受給対象者の取り扱いについて明確にするため必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたします。

このたびの改正は、複数の福祉医療助成制度の対象に該当した場合の併給の調整に当たりまして、母子・父子医療、障害者医療間において対象の明確化をするものでございます。

条例第4条において、障害者医療助成制度のうち、精神障害者医療の条件を満たす母子・父子医療の対象者については、母子・父子医療助成制度において給付を行うように、除外する対象として条例上明記をいたします。

なお、この条例につきましては公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この条例がこんなふうに変えられる前の現段階で混乱というか、そういった不都合は生じていたことはありましたでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回この条例化をあえて明記させていただくというのは、実は県の指導監査において、ちょっとその部分の記述が少し足りなくないかというようなアドバイスをいただいたものですから記載をしているものです。実際、今、条例上の部分で読み取れない部分がないということではないものですから、実際運用としても現状このとおりの運用をしているという形になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 障害者医療の助成の制度と母子・父子医療の助成の制度の複数該当というお話でしたけれども、市のホームページの資料を見ると該当する条件には2つで違いがあるようなんですが、例えば当事者の条件としては18歳までの子どもであると、母子・父子のほうにはそういう条件がありますし、また所得の制限もあるということが書かれています。所得の制限が母子・父子のほうにあるということは、これまでの障害者医療費助成を受けていた方がこちらの母子・父子に移ることによってこれまで受けてこられた医療費助成を受けられなくなるということが懸念されるわけですけど、そのことについて現状どうなっているかはあるでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 現段階で障害者医療から母子・父子に移るという方はいないと。全て母子・父子のほうでみている形になっております。今回該当しているのが精神障がい者、障害者医療の中でも精神に係る部分だけでありまして、母子・父子については全ての自己負担分について負担をするような形になっておりますが、精神障害者医療の場合につきましては1級、2級、3級、それからあと自立支援医療とありますけれども、若干そちらのほうに制限が、受給する給付のほうに対して制限があるという部分がありますので、有利になるのは母子・父子という形になるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。  
（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
討論のある方は挙手願います。  
（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第42号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号、平成27年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案件について理事者の説明を求めます。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 平成27年度一般会計補正予算（第4号）の社会福祉課所管分について説明いたします。

初めに歳出から説明しますので、37ページの下段をごらんください。

2 福祉推進事業24万円の減額は、委員会の開催や該当する火災がなく減額するものがございます。

2段下の5 社会福祉総務事務事業36万2,000円の減額は執行残によるものです。

続きまして、39ページの中段をごらんください。

事業1 心身障害児者福祉推進事業、その下、事業3 心身障害者事務事業の減額は、全て執行残によるものです。

続きまして、43ページの下段をごらんください。

事業1 生活保護事業は498万6,000円の減額となります。これは生活困窮者相談窓口の相談員が退職したことなどによるものがございます。

その下にあります扶助事業及び臨時福祉給付金事業の減額は、全て執行残によるものがございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、11ページの中段をごらんください。

4節 生活保護費負担金254万4,000円の減額は、生活困窮者自立支援事業費の減額に伴い国庫負担金を減額するものです。

続きまして、13ページをごらんください。

上から4段目、3節 生活保護費補助金1,133万3,000円の減額は、臨時福祉給付金事業費の減額に伴い国庫補助金を減額するものです。

続きまして、17ページをごらんください。

最上段2節 心身障害者福祉費補助金4万7,000円の減額は、メンタルヘルス事業委託料の減額に伴い県補助金を減額するものです。

2段下の6節 生活保護費補助金19万2,000円の減額は、住宅支援給付費の減額に伴い県補助金を減額するものです。

以上で社会福祉課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 続きまして、保険医療課所管分について御説明をいたします。

歳出から御説明をいたしますので、補正予算書の36ページ、37ページをお願いします。

下の表、3款1項1目4 国民健康保険特別会計繰出事業で2億571万円の増額でございます。

その内訳を御説明いたします。右ページの説明欄の上から2つ目、保険基盤安定繰出金については、国民健康保険特別会計における低所得者軽減等の影響に対して繰り出すものでありまして、繰出額の確定により軽減分については若干の減額、保険者支援分については制度改正に伴い増額をするものでございます。

その下のその他国民健康保険特別会計繰出金の増額につきましては、国民健康保険特別会計におきまして不足が見込まれる財源を一般会計より繰り出すものでございます。

では、1ページおめくりいただきまして、38、39ページをお願いします。

右ページ一番下になります。5目1 後期高齢者医療事業ですが、478万8,000円の減額でございます。これも国保と同様に、後期高齢者医療の低所得者軽減分における繰出金の確定によるものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、10ページ、11ページをお願いします。

中段の表、13款1項1目5節 保険基盤安定負担金の2,659万6,000円の増額は、歳出で御説明をいたしました国保の保険基盤安定繰出金について国の負担分が確定したことによるものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いします。

中段の14款 県支出金、1項1目6節 保険基盤安定負担金の1,146万2,000円の増額は、先ほどの国庫支出金と同様に、国保の繰出額に対する県負担分の確定によるものでござい

す。

その下、7節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金の369万1,000円の減額についても、後期高齢者医療の繰出金の保険、県負担分の確定によるものでございます。

以上で保険医療課分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） それでは、高齢者福祉課所管分の補正予算について御説明をします。

補正予算書の38ページ、39ページをお開きください。

3款1項2目 老人福祉費の右ページ、1 老人福祉事業は、説明欄のとおり高齢者への報賞金等の支出額が確定しましたので42万3,000円を減額します。

その下、配食サービス事業につきましては、支出見込み額が当初の予想よりも下回ることから87万円減額するものであります。

次に、7 介護保険特別会計繰出事業につきましても、介護保険の給付の見込み額が当初予定よりも少なくなることから、一般会計からの繰出金を総額で4,132万6,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、児童福祉課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の40ページ、41ページをお開きください。

3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費は6,340万3,000円の減額で、18億7,275万1,000円となります。

それでは、事業別で御説明申し上げます。

41ページの上段、児童館等管理運営事業につきましては、説明欄で警備委託料及び機械保守委託料は執行予定額を見て減額するものでございます。

指定管理料につきましては、市が定める限度額から年度協定額の差を減額するものです。

次に、児童福祉事務事業でございます。通信運搬費、児童遊園地設置費等補助金及び事務研究会等の負担金につきましては、執行予定額を見て減額するものでございます。

放課後児童健全育成事業補助金については、民間児童クラブの受け入れ人員の減により補助金が減ったことによるものです。

児童手当費、遺児手当、児童扶養手当費及び母子自立支援給付金につきましても、対象者数に合わせて減額するものです。

その下、保育園費は3,092万1,000円の減額で14億7,033万6,000円になります。説明欄で説明します。子ども・子育て会議報酬、普通旅費についても執行予定額との差を減額するものでございます。

その下、電算関係委託料につきましては、国が行います多子世帯の保育料負担軽減について対応するため、システム改修をするものとして、繰越事業として今回118万8,000円の増額をお願いするものです。

あわせて7ページをお開きください。

上段の第2表、繰越明許費として、4項目めに保育事業として118万8,000円を同額として計上させていただいております。

41ページにお戻りください。

機械器具等保守点検委託料ですが、遊具等の保守点検を含む6事業の入札結果により減額するものです。

保育業務委託料は保育士を緊急に確保しなければならないときに人材派遣会社に保育士をお願いするものですが、1名の利用となっておりますので、残り額を減額するものでございます。

病児・病後児保育委託料につきましても、執行予定額との差を減額するものでございます。

清掃委託料につきましても、入札結果に基づき減額するものです。

ファミリー・サポート・センター及び子育て支援センターの備品購入費につきましても、執行予定額を見て減額するものでございます。

日本スポーツ振興センター負担金につきましても、保育園児の数に応じて減額するものでございます。

ページをおめくりください。

上段、子育て世帯臨時特例給付金は353万6,000円を減額して2,940万6,000円です。右説明欄の窓口受付事務、通信運搬費、手数料、電算関係委託料につきましても、執行残による減額です。

その下、子育て世帯臨時特例給付金251万1,000円の減額につきましては、予算現額から8,512名分を執行した額の差です。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入です。

10ページ、11ページをお開きください。

11ページ中ほど、2節 児童福祉費負担金は4,059万8,000円の減額です。児童扶養手当

負担金及び児童手当負担金は、歳出で御説明しましたそれぞれの手当が減額になったことによるものです。

1枚おめくりください。

2節の児童福祉費補助金は1,655万9,000円の増額ですが、これは説明欄、放課後児童対策事業費補助金が、県3分の2補助が国3分の1、県3分の1補助になったことにより増額するものです。

母子自立支援事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事業費補助金については、歳出で御説明した減額により減となるものです。

さらにその下、4節 保育園費補助金は59万4,000円の増額ですが、これも歳出で御説明しました多子世帯保育料負担軽減のためのシステム改修費に対する補助です。

さらに1枚おめくりください。

15ページ中段、3節 児童福祉費負担金は735万2,000円の減額ですが、これも歳出で御説明しました児童手当を減額したことにより県の負担金が減るものです。

さらに1枚おめくりください。

17ページ上段、4節 児童福祉費補助金は1,230万6,000円の減額です。これは先ほど御説明しました放課後児童対策事業費補助金における県の補助割合が減ったことにより減額するものです。

以上で児童福祉課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤健康推進課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 続きまして、健康推進課所管分につきまして御説明をいたします。

歳出の説明をいたしますので、予算書の44、45ページをごらんください。

下段の4款 衛生費、1項1目の2 保健衛生事業の1億1,641万3,000円の減額につきましては、特別交付税の12月交付額の確定に伴い、藤田保健衛生大学病院への公的病院等運営費補助金の額も確定したことから、6月補正で計上した予算額との差額分を減額するものです。

続きまして、その下の2目の1 予防接種事業の117万8,000円の減額につきましては、非常勤一般職の報酬の減額分です。

続きまして、46、47ページをごらんください。

上から2段目の4目の1 保健センター運営事業の62万2,000円の減額は、入札後の残額によるものです。

歳入につきましては補正はございませんので、以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、学校教育課所管分について説明いたします。

歳出の主なものから説明いたしますので、補正予算書66、67ページをごらんください。

上段の10款1項3目4 教育振興事務事業、バス等借上料118万2,000円の減額は、野外活動や東部知多クリーンセンター見学のためのバス借り上げの契約に係る入札残でございます。

下段の2項1目1 小学校施設維持管理事業、修繕料300万円の減額は、教育委員会が持っております修繕料の執行残でございます。

その下、校舎等改修工事設計委託料403万1,000円の減額、2つ下、工事監理費委託料141万4,000円の減額及びその下、各小学校営繕工事費3,687万6,000円の減額は、契約に係る入札残でございます。

その下、2 小学校管理事務事業、電算関係委託料145万1,000円の減額は、契約に係る入札残でございます。

2つ下、電算関係借上料196万8,000円は、主に教職員用パソコン借り上げ等の契約に係る入札残でございます。

次のページをお開きください。

説明欄、管理用備品購入費310万円の減額は、主に児童用机、椅子、牛乳保冷庫等の契約に係る入札残でございます。

3項1目2 中学校施設維持管理事業、修繕料100万円の減額は、教育委員会が持っております修繕料の執行残でございます。

その下、校舎等改修工事設計委託料135万円の減額は、主に屋内運動場非構造部材耐震改修等工事設計業務委託契約の入札残でございます。

76、77ページをお開きください。

5項3目2 給食センター活動事業、賄材料費508万9,000円の減額は、台風などにより給食数が減したためによる執行残でございます。

2つ下、学校給食配送委託料1,364万3,000円の減額は、配送業者の変更による契約の入札残でございます。

3 給食センター維持管理事業、清掃等委託料244万5,000円の減額は、油水分離槽の清掃回数を減らしたための契約による入札残でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、12、13ページをお開きください。

13款2項6目3 学校施設整備補助金2,815万1,000円の減額は、屋内運動場非構造部材耐震工事などの交付金が削減されたためでございます。

18、19ページをお開きください。

14款3項6目1 教育振興費委託金、あいち・出会いと体験の道場推進事業委託金6万7,000円の減額は、県からの委託金の積算方法が変更になり削減されたためでございます。

22、23ページをお開きください。

19款5項4目5 学校給食費徴収金508万9,000円の減額は、給食数が減になったため徴収金が減ったものでございます。

その下、20款1項4目1 学校施設改修事業債、学校施設改修事業1,000万円の減額は、小学校費の工事等の契約金が当初予定金額を下回り不用となったためでございます。

以上で学校教育課所管の補正予算の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） それでは、生涯学習課が所管します補正予算について、歳出の主なものから御説明をさせていただきます。

70ページ、71ページをごらんください。

4項 社会教育費です。2目 公民館費は115万6,000円の減でございます。南部公民館の空調設備設計委託料の入札残額43万2,000円と公民館営繕工事費の執行残額50万5,000円などが主な要因となっております。

次ページ、72、73ページをごらんください。

7目 文化会館費につきましては985万円の減額となっております。文化会館自主事業等委託費の執行残額80万円の減額と舞台設備等保守委託料の入札残額365万円の減額及び機械設備等保守委託料の入札残額498万7,000円の減額などが主な要因でございます。

続きまして、74、75ページをごらんください。

8目 青少年対策費は515万円の減額でございます。放課後子ども教室運営等業務のコーディネーター及びスタッフの賃金で、開催日数等の影響により318万7,000円の減額、野外教育施設の設計監理料の入札残額108万円などの減額が主な要因となっております。

続いて、5項 保健体育費でございます。76、77ページをごらんください。

2目 体育施設費は188万1,000円の減額でございます。福祉体育館等営繕工事費の執行残70万9,000円の減額が主な原因でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、16ページ、17ページをごらんください。

2項 県補助金でございます。8目 教育費県補助金の青少年対策費補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金537万1,000円の減でございます。これは歳出額の減少と国・県の補助金額の削減によるものでございます。

20ページ、21ページをごらんください。

15款1項 寄附金でございます。1目 一般寄附金のうち、生涯学習課分は社会教育費寄附金で8万1,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅田図書館長。

○図書館長（浅田利一君） それでは、図書館所管の補正予算につきまして、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の70、71ページをお開きください。

最下段、3目 図書館費を1,523万1,000円減額します。この減額する理由は各節の執行残及び入札残でございます。

主なものにつきまして御説明いたしますので、次のページをおめくりください。

73ページ最上段、3 図書館維持管理事業の説明欄をごらんください。下から2番目、図書館営繕工事費1,323万4,000円の減額は、昨年6月に6月議会において補正予算を認めていただきましたエレベーター改修工事を初め5つの工事を執行した入札残によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、22、23ページをお開きください。

20款 市債、4目 教育債の4節 図書館改修事業債の770万円の減は、図書館エレベーター改修工事の契約金額が確定したため借入額が不用となったものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 先ほど私のほうで保険医療課所管分の御説明をしたときに1カ所ちょっと数字のほうを間違えて説明したところがございますので、訂正をお願いいたします。

14ページ、15ページ、歳入のほうになります。14款の県支出金の部分の7節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金のところの減額の金額を369万1,000円と話してしまいました。359万1,000円の誤りですので、申しわけございませんでした。訂正をお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 歳入でお伺いしたいんですが、13ページと18ページ、放課後児童対策

事業費補助金ですが、制度が変わったということで国のほうが2,152万新規で補助金がいただけていて、県のほうが1,200万減っているということになって、影響してくるのはその2カ所だったのでしょうか。とすると全体としては補助金がふえたように見えるんですが、その点についての説明をお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 放課後児童健全育成事業は3分の1が国のほうの補助で2,152万になります。県のほうが3分の1で1,230万6,000円で、あと市の負担が1,230万6,000円となります。なので、減額としては増が2,152万で、減額が、だから、市の負担が入っていますので、国のほうとしては2,152万円もらえますが、県のほうが1,230万6,000円減って市の負担も1,230万6,000円ふえますので……。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） すぐに数字が出ますか。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません。合計すると2,461万2,000円の減額という形になります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員、よろしいでしょうか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 要するに市の負担が減ったんですね。3分の1減ったんですね。ということは、国がたくさん見てくれるようになったと、そういう制度が変わったということですか。市が減額というと、ごめんなさい。そうすると……。

（そうですね。市も当然補助金が減りますので、今までは県が3分の2見ておったものが国3分の1、県3分の1になりますので、県3分の2が……の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） もう少し精査しておいてください。

ほかにございませんか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 山盛委員、確認してよろしいですかね。13ページなんですけど、放課後児童対策事業費が国のほうで3分の1を見ていただくことになりましたので、2,152万円増額させていただきます。当初は県のほうが3分の2だったものですから、その3分の1を、17ページになりますが、1,230万6,000円減になります。当然両方とも市の補助が3分の1入っていますので、市のお金が、負担分が。国の3分の1、県3分の1、市3分の1になりますので……。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 精査しておいてください。

ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 41ページです。児童福祉費の児童手当費5,500万円の減は結構金額が大きいかと思うんですけど、これは見込みの違いか何か理由がありましたら教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 今、郷右近委員が言われるのは児童手当費の5,500万の減についてはどういうことかということですよね。これは対象者200人分が減ったことによる減額でございます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 45ページの予防接種等業務の117万8,000円の減額ですが、これは何人というか、何時間分の減額になって、そのことによる影響はありましたでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 当初予算のヒアリングのときに条件つきということで732時間分の保健師の時間を計上させていただいておりました。正職が入った場合これは使わないようにという条件つきだったので、その分を減額するものです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 69ページをお願いします。10款3項1目 学校管理費の中の3 中学校管理事務事業の一番上に学校用務員業務190万円減とありますけど、これはどういうことでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） こちらは中学校には3名の早出の用務員さんがおられます。そのうちの2名が再任用の職員になりましたので、こちらの予算を使えませんでしたので、減額となります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 補正予算77ページ、中段の給食センター活動事業の2段目、賄材料費の508万9,000円の減なんですけど、台風とかそういった関係で給食がなかったからというふうに思うんですけども、大体何食分ぐらいのカットになったか、わかりましたら教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 2万1,400食ほどになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 75ページの上枠の一番下、設計監理委託料108万円の減額ですが、豊根村の宿泊棟を解体するためにこれだけは残して6月議会で2,400万円ほど減額されたというふうに記憶しておるんですけども、それが全て執行残ということになっていますが、それはどういう理由なんですか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） これは当初業者のほうに委託する予定をしておりましたけれども、私どもの職員のほうで設計監理をするという形に変わりましたので、丸々この部分については設計監理料という部分から外させていただきました。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じページが一番上、放課後子ども教室運営等業務の300万円余の減額ですが、コーディネーター、スタッフの減額で、開催日数の関係だということですが、放課後子ども教室の開催日数が減ったということなのではないでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） そのとおりです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは台風等の影響によるものなのか。それ以外であれば理由をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 台風等もありますけれども、学校都合というのもありまして、当初やる予定だったものが学校の都合でできなくなったという部分も影響しております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません。先ほどの件なんですけど、まず13ページ、国費の2,152万円の増額なんですけど、積算資料としましては2団体に対する補助が6,456万2,000円になりますので、その3分の1として今回2,152万円を計上させていただきました。

それで、同じ額2,152万円が、結局県のほうの負担が軽くなるということになるものから、その分を、もう2枚めくっていただいて17ページなんですけど、もともと県のほうの補助金の額が3,382万6,000円で当初上げていましたので、今言った2,152万円を、負担が軽くなりましたので、残額として残りますので、今回1,230万6,000円を減額させていただいてこの補助金を処理させていただいたということです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、本市の負担がいずれにしてもふえるようなことがないんですね。補助を出すほうの先の問題だけで、本市には影響がないということでよかったですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 予算の総額は当然減っていますので、その割合で当然市のほうも負担割合が出てきますので、減っております。ふえるということとはございません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 41ページの保育事業の保育業務委託料が3,200減ったその理由。

それと、もう一つ、その上の電算関係委託料が118万8,000円ふえているんですけど、こ

の理由について教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） まず、保育委託料が減った理由なんです、当初予算では10人分の保育士を人材派遣会社に委託するために設計しておりました。緊急時にお願いするということで何とかやりくりができて、今1名お願いしておるんですけど、そういった形で1名を除いた形で今回減額させていただきます。

もう一点なんです、電算関係の増額なんです、国のほうが多子世帯に対して保育料の優遇ですかね。第3子目をただにするということが動いておりますので、それが国のほうの補正予算で動きましたので、年度内に契約をするために今回27年度予算の中に入れさせていただいて、執行自体は今からシステム改修をやっていきますので、28年に繰越明許という形で執行させていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 13ページの真ん中あたりの保育園費補助金の59万4,000円、この説明をもう一度、済みません。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、御説明しました118万円の2分の1補助が国のほうから来ますので、59万4,000円の増額ということで今回お願いしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 43ページの下枠の一番上、生活困窮者自立促進支援事業委託料の490万円余の減ですが、1人退職されたことなどによるということだったんですが、もう少し内容を詳しく説明してください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） まず、今年度からこの制度が始まりましたので、234万7,380円、1人の臨時職員の分を当初計上しておりましたので、これの削減と、もう一つは480万6,000円余という、当初予定しておった方が結果的に217万4,626円の歳出で退職をされた

という、その2つを足した合計になります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 以前この自立促進支援について質問させていただいたときに、1人9月でおやめになる予定だということで、即誰かを手当てしたいんだと、そういう意向が示されたように思いましたが、1人減のまま年度を終わってしまうということについて説明をお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） この生活困窮者の相談窓口はいろんな制度であったりとか、過去の経験とか、そういったことでなかなか面接等募集をしても集まらない。どちらかといいますと、社会福祉協議会には福祉施設などのケースワークなんかをやっていた方の応募が多いという状況でしたので、時期も中途半端ということもございまして、この4月まで補充をしなかったということでもあります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 募集をしても集まらなかった。それとも難しそうなのでやめた。済みません。ちょっとそこら辺が聞き取れなかったのです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 一応途中で募集というか、社会福祉協議会が2人3月末でいなくなったということがありまして、そのときに募集をかけたんですが、そのときにいい方がおれば補充を予定しておったんですが、結果的にいなかったのです、今日まで至ったということでございます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じページの上のところの子育て世帯臨時特例給付金の251万1,000円ですが、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、8,512人の差と言われたんですが、結局は給付を希望されなかったというのかな。申し込みされなかった人数が何人で、どうし

てこういうことになったのかをお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） ことしは児童手当の現況確認のときに一緒に申請してもらっておりますので、ほぼ100%なのですが、当初は人口等を考えて26年の数字を使って予算をつくっておりますので、その分の減額をさせていただいたということになりますので、数件は残っていますけど、ほぼ出したかなというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議でも少し質問があったかと思いますが、77ページの学校給食配送委託料の1,300万円余の減ですが、そのときにたしか過去はボイラーの業務も含んでいるけれども、用務員さんに移したことによってこれだけ減額したんだという説明があったようにメモしているんですけども、先ほどの中学校の用務員さんの減は用務員さんを再任用に置きかえたことによるということだったと思いますが、再任用の方が今度はボイラーの仕事などもされたということなんではないでしょうか。ちょっとその関連がわからないんですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 先ほどの再任用は3中学校の早出の用務員さんですので、ボイラーはないです。ボイラーは給食センターしかありませんので、そういったことになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうするとこの1,300万円が減額されたことによる給食の配送委託料の中にいろいろ業務が含まれていたんだけど、委託内容を精査したことによって安く契約できたということではなかったんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 給食センターのほうの配送業務の1,364万の減でございますが、業者のほうは、前からの業者が7月まで、新しい業者が9月までで、業者の入れか

えによりまして単価が変わったものと、7月までの業者については確かにボイラーのほうをやっていただいております。9月からの業者についてはボイラーの業務が入っておりませんでしたので、ボイラーの業務をやっていただく用務員さんを並行して私どものほうで雇いまして、その差で1,000万ほどの減額なんです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 多分みんなわかっていないと思うんですが、配送委託料が減ったことと、用務員さんにボイラーの仕事をやってもらったことが、この補正予算の中でどういうふうにあらわれているんですか。逆に用務員さんの分がプラスになってこなきゃいけないような説明に聞き取れるんですが、もう一度お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今回議案質疑の中でも御説明したんですけれども、この1,364万3,000円の減額の理由は2つあります。まず1つが、今までは単年度の契約だったやつを長期継続にしたことによる減額、それと今までボイラーの部分も委託業者にお願いをしておりましたので、そのボイラーの分を外しましたと。外したことによって今度別途用務員さんをお願いすることになるわけですけれども、そちらのほうは別に予算がつけてありますので、今回は減額の対象にはなっておりません。

ここは3月補正ですので、減額対象だけが載っておるんですけれども、そういうことで今回給食の配送委託で1,360万3,000円減額なんですけれども、差し引き勘定ということで言うのであればボイラーを担当する用務員さんを別に雇っておりますので、その方が大体300万円程度かかっておりますので、実際に言うと1,300万円の減額なんですけれども、1,000万ぐらいということになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 今のところで確認させてください。今の用務員さんというのは給食センターのほうの用務員さんで採ってあるという、先ほど今言った早出の2名の用務員さんというのは中学校のほうの用務員さんということでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） そのとおりです。用務員さんなんですけれども、全く別の用

務員さんだというふうに捉えていただければいいと思います。学校の用務員さんはボイラー資格を持っておりませんので、そちらに行っても仕事はできないということですので、ボイラー資格を持った方をお願いしたということでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、ボイラー資格を持った用務員さんのプラス要素というのはないんですか。補正予算の中でプラスになるということはないんですか。こっちが減っているから用務員さんのところがふえているはずですよ。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今回は減額だけしか載っていないんですけども、先ほど給食センターでボイラーをお願いする用務員さんはもう予算に載っておりましたので、ですから、今回減額はしておりませんので。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、給食センターのボイラーの用務員さんは当初予算からもう既に入っていたと。だけど、こちらの給食配送センターのほうは抜いていなかったと、当初から。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 先ほどの給食の配送委託の委託料も当初予算に載っていますし、給食センターのボイラーのお世話をする用務員さんも当初予算で載っています。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 多分余り皆さん納得していないと思うんですけど、72、73ページの図書館営繕工事の1,323万4,000円の減額ですが、当初予算で3,448万3,000円ということで図書館エレベーターの改修工事費が出ていたものが1,300万円減ということなので、3分の1ぐらい減になっているという大きな減額ですよ。

資料要求させていただいたんですが、内容が大変専門的でありまして、なかなか解説させていただくだけの能力が私のほうにないので、それは諦めたんですけども、これほど減額したということについては、仕様書だとか、さまざまいろいろな設計の内容に変更なく1,300万円入札残が出たと、そういうことなんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅田図書館長。

○図書館長（浅田利一君） 先ほど当初予算だというお話がありましたけれども、これは6月の補正予算で営繕工事費3,448万3,000円を上げましたけれども、それは3つの工事があります。そのうちの3,306万8,000円がエレベーター工事に関する予算を計上させていただきました。

先ほど最終的に1,300万弱の差が出たというのは、結果としてこういった形になりましたけれども、我々が当初予算の計上は26年度に設計委託をした内容について、それを参考に予算計上したものでございまして、結果としてこうなったという形でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 なので、26年度に設計いただいたり、見積もりをいただいたときと実際入札にかけるときと工事の内容などに一切変更もないままにこういう結果が出たということですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅田図書館長。

○図書館長（浅田利一君） そのとおりでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 こういった工事については土木なんかでよく言われるんですけども、物価スライドだとかそういうような感じで人件費等の値上がりが一般的にはよく議会で示されるんですけども、こういった工事についてはそういうことは起こらない。26年の設計と27年の契約でそういうことは起こらない分野なんではないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅田図書館長。

○図書館長（浅田利一君） 設計額にかなり差が出たのは、制限つきでございますけれども、一般競争入札という形で行いました。一般競争入札のほうが公示で示した入札参加資格を満たした業者は誰でも入札ができるという、いわゆる競争原理が働いたということで安価になったというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 26年のときに設計見積もりをいただいた事業者さんがほぼ入札にも参加されていたというふうに、それから契約された業者さんもその業者の中に含まれていたというふうに私は理解しているんですが、それに間違いはありませんか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅田図書館長。

○図書館長（浅田利一君） そのとおりでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 73ページの文化会館費、文化会館維持管理事業です。一般財源から充てられて820万円の減になっているようですけれども、これは舞台や機械以外にも老朽化に伴った整備要求などが市民の方から上がっているんじゃないかなと思うんですが、こういったことに振り分けて手すりをつけたりだとか、使いやすい設備にするといったような検討なんかはあったのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） もちろんそういった意見を聞きながら進めております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません。さっきの図書館のところでもう一度確認したいんですけど、こういう理解でいいかどうか。要するに26年度の設計予算の見積もりのところでエレベーターを3,300万の予算で立てたと。設計監理委託の金額をもとに3,300万の予算を立てたと。それが結果的に1,700万、要するに1,300万減だから、2,000万ぐらいでおさまったと。1,300万減額することになったと、そういう理解でよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅田図書館長。

○図書館長（浅田利一君） おっしゃるとおりでございます、契約金額は2,008万8,000円でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 38、39ページの一番上の段の老人福祉事業の配食サービス事業委託

料87万円の減額ですが、26年と27年を比較すると48万円ぐらいたしか増額したんですよね、予算で。なんだけれども、それが異常に減額になってしまったということですが、これはどうしてこういうようなことになったかというのは何か見解をお持ちですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 昨年とことしの2月の実績でちょっと比較してみますと、実利用者が去年は194人いたのがことしは156人というふうになんて減っております。ということが影響して今回減額しておるんですけども、なぜ減ったかという部分についてはまだちょっと詳細はつかんでおりません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 詳細はつかんでいないってそこで終わらないで、利用者さんに聞いてみるとか、どうしてこういうことになっているのかというのはやはり注目をさせていただきたいと思うんですが、まだ今年度もう少しありますので、次年度もまた同じサービスはあるわけですし、ちょっとこの辺は残ったから終わりではなくてと思うんですけど、願いますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 実利用者はたまたまこの月にこうやって減っているんですけども、今年度に限ってたくさんこのサービスをやめる人が多いという印象は正直持っておりません。ということは、週5日間とっていたのを例えば3回にするとか、1週間置きにするとか、そういった影響じゃないかなというふうに考えております。もちろんたくさんの方がやめるということになれば何か業者に問題があるとか、そういったことで多少疑問に思うんですけども、今の状況を見る限りは特別に一遍にやめたりとか、そういう状況ではないので、つかんでいないということですので、今後一回調査はしてみたいと思います。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 逆に人数じゃなくて、同じ人がとられる回数や日数を減らしているということになると、自己負担の額が高いというか、配食サービスに自分が使うお金をちょ

っと節約しているというふうにも受け取れるんですが、そういうような声は聞いていないですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 毎年4月に各業者から出すメニューの金額等を提示してもらっているんですけども、特にその辺も変化はございませんし、金額が負担になってやめたという話も私は直接聞いておりません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第46号 平成27年度豊明市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は執行残、入札残が目立っておりますが、直接福祉や教育に関することでございますので、こういった傾向は十分評価いたします。

また、公的病院等運営費補助金の減額なんですけど、当初3億8,900万円の申請に対して約2億7,300万円となりましたが、藤田保健衛生大学病院が豊明市において市民病院としての地域医療の拠点病院であることが認められてこのような結果になったのかと思っております。特別交付税や災害などほかの要因によって交付が左右されるケースも多いと思っておりますが、これだけの交付額をいただけたということは大いに評価できると思い賛成といたします。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 賛成の立場で討論いたします。

単純な執行残が多いので、その点についてはよかったかと思っております。ただ、一番気になるのはやっぱり図書館の営繕工事でありまして、大きく減額した理由が一般競争入札によるものだという説明でした。同じ見積もりを出した業者が応札していると思うんですが、それでもありながらこれだけ減額するという事は競争性が働いたと。働かせないことには、自分が出した見積もりであっても大きく下げなきゃいけないようなそういう環境下に

置かれたということだと思います。

本市は昨年の9月から一般競争入札の対象をまたもとに戻して、今現在は3,000万円ぐらいの工事だと一般競争入札の対象にはなっていないというふうに理解いたします。そうするとこのような現象は起こらないということになりますので、入札についてはどうあるべきなのか、その辺のところも十分精査の上で、担当課としても大切な財源ですので、いい結果が出せるように、担当部局とこのようなことについては情報交換をした上で今後の方針について一言言っていただければなというふうに思っております。

あと、数点において、今質問したことに明確な答弁がいただけない部分がありまして、委員を含め傍聴した議員もちよっと首をかしげることがちょこちょこありました。提案された補正予算でありますので、しっかり説明ができるように御準備いただけますようお願いを一言申し添えておきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 一般会計の補正予算の案に対して賛成の立場ですが、意見も申し添えたいと思います。

全体的に執行残が多いことが気になっております。市民の皆さんからお預かりした税金を無駄なくしっかりと使い切るということは非常に大切だと思っております。先ほど申し上げたような文化会館の設備の修繕であるとか、あとは使いやすい施設にするために、例えば学校であっても小学校や中学校の改修は国からの支出金なども多いと思うので、一般財源でできる部分は小さいかもしれませんが、要望のあるエアコンの設置なども含めて、皆さんからお預かりした税金をしっかりと要望をかなえるために使うことを今後も努力していただきたいと思っております。

同時に、福祉のサービスについても減額が非常に目立ったなというふうに思いますが、サービスの利用の抑制がこの減額につながっていないかというのを今後もしっかりと注視し、そして対策をとっていただきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論いたします。

ただ、一言だけ意見を言わせていただきます。基本的にマイナスするところが多いですけど、この理由が一生懸命コスト削減をしたと。何とか経費削減をしようという結果のあ

らわれであるというふうに期待したいんですけど、実はどうも予算の立て方がどうだったのかと。ここが非常に疑義を私自身が感じるどころも多々ありました。

したがって、これは3月の補正予算ですので、ほぼこの減というのが実績に近い数字だろうと思いますけど、そういうことからいくと減は減で非常に結構なんですけど、予算の立て方をもう少しシビアにすべきというところが少し感じられましたので、そのことを付して賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議なしと認めます。よって、議案第46号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

午後2時22分休憩

午後2時32分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第47号 平成27年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議において浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 7ページのところの一番下の枠の真ん中に保険基盤安定繰入金ということで5,300万円余が増額されておりますが、これは前議会で保険料の改定のときに消費税が5%から8%に上乘せされることによる国からの支援金の金額に近いんですが、この金

額がそれに当たるという理解で間違いないでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） そのような解釈で間違いないと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 その下のその他一般会計繰入金の1億5,400万円余ですけれども、これは出と入のバランスをここでとっているんですけれども、27年度の繰り越しの財源にも一部充てられていくものだと。要するに27年度中にこれを全部使い切るものではないということに理解していてよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 28年度収入ですね。ということですね。

○山盛さちえ委員 28年度に繰り越しされるものもこの中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 実際まず給付の部分につきましては、若干の余裕を見て給付をしますので、そこも見た上で繰り入れをするという形になるかと思っておりますので、結果的にその部分に上がってくると。要は留保財源として上がってくるとい部分も考えられる部分としてはあります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 7ページの繰入金の最下段の一般会計繰入金です。1億5,400万円の繰り入れというふうなことですけれども、当初見込んでいた金額よりこれぐらい大きくなった一番の要因はどの辺だと考えていらっしゃるでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） ちょっといろいろ複合的な要素があって、最終的にこれになるということがございますので、大体前年度と比較してどんな感じだということをち

よっと御説明させていただこうかなと思います。

収支としてプラスになる要因としては、前期高齢者交付金というものがあります。そちらのほう若干前年よりも8,000万ぐらい入っているということが1つ。

それから、あと介護納付金として払う部分がちょっと減額されてきていますので、そこが減をされていると。

それから、先ほど山盛委員がおっしゃいました基盤安定繰入金の部分で少し増額になっているという部分があります。そこでプラスになっているというところですね。

あと高額共同事業という県のやっている共同事業に拠出して交付を受けるという部分がありますが、その部分も収支で昨年よりもプラスになっているという部分がありますので、基本的には昨年度と比較をしますとかなり収支としてはプラスといたしますか、いい方向になっているという形になってはいますが、基本的に当初の予算組みの段階でかなり圧縮して繰入金を組んでいるという事情もちょっとございますので、そのあたりで前年よりはプラス額は少ないですけれども、どうしても収支の部分で不足してくる部分があるという形になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 当初予算のその他一般会計繰入金の額が1億8,900万円です。今回が1億5,500万円ぐらいということになると3億4,000万円ぐらいがいわゆる不足分を補うということになっているので、さらに先ほど少しお伺いしたように、これが28年度への繰越金の財源にも当たってくるかもしれないということだと、国保財政としては少し安定してきているのみに見えるんですが、そんなことはないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 先ほど説明したとおり、昨年度に比べると少しいい状況があります。といいますのは、まず先ほどの五千何百万の国からの支援という部分が出てきます。まずこれが一番大きいかなというところがあります。

あと、人間的に人がちょっと減っているということもありますので、そちらの部分についてももちろん税も減りますけど、給付も減るという形になりますので、そのあたりも少し好転する要因なのかなというふうに思っているところはあります。ただ、基本的に今回保険税の改定をして少し収入がふえているということもありますので、そこも複合的に考えてということで若干プラスになるという考えではおります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 国保の一般会計からの繰り入れが一時期7億円という、それは多分法定繰り入れも含めての額だったと思いますけれども、かなりインパクトが強くて国保税の値上げの1つの大きな理由にもなっていました。少なくとも本年においては3億4,000万円ぐらいの繰り入れで落ちついているということ、それが1つ国からの消費税関係の支援もあるということで、これは今後にもつながっていくことであり、28年度予算にもほぼ同額入っておりますので、一元化に向けて何とかこのままの状態であっていただければいいなというふうに願うばかりです。

その中であって、先ほどちょっとほかの議案にもかかわりますけれども、国保税の値上げ、そういったことが今後どのように影響していくのか。ちょっと心配要因もありますので、注視していきたいなというような感想も含めて賛成討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 国保特別会計の補正予算に対して賛成の立場で討論をします。

先ほどお話もありましたが、繰入金ですけれども、やはり今高齢化が進み、市民の暮らしが大変な中で、それを支えるための会計として、一般会計の繰り入れを積極的に行うことは今後も必要になってくる措置だと私は思います。

一方で繰越金を見てみると、恐らくここに書かれているのが決算で確定したその後の繰越金の額ということで補正がされているのかなと思うんですが、繰越金は繰越金で相当額の繰越金が出ておりますので、こういった運用のお金を過不足なくしっかりと国保の運営に回して、保険者の方の負担が少しでも少なくなる運営を今後もぜひ望みます。それで賛成の討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第47号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号 平成27年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案につきましても既に本会議場において藤井高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 8ページ、9ページの保険給付費のところですけども、居宅介護サービスについては予算と比較して96%ぐらいなので、額は大きいですが、割合としてはそんなに大きく減っていないのかなと思ったんですが、その下の地域密着型のほうについては75.8%の執行率というような状況で結構低い。

それから、ページをめくって10ページ、11ページのところの予防介護は85%、その下の地域密着型介護予防サービス給付金は何と20%強ということだったりするので、最初の計画、第6期の初年度でありますので、非常に大きくマイナス、ぶれたなというような印象を持つんですが、どうしてこういう状況になったのかというのは何か分析というか、されましたでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 最初に地域密着のマイナスの話をされましたけれども、この中に実は24時間定期巡回・随時対応の訪問看護・訪問介護サービスというのがあります。これは実は24時間決められた時間に顧客宅に伺うサービスなんですけれども、これは非常に経費がかかります。ところが、これを利用される方がちょっと少ないと。人数にすると本当に1人とか2人の状況で、これの利用者がふえると実は非常に上がるということで、当初はもう少しサービスの利用があるのではないかなというふうに見込んでおりました。

それから、介護予防に関しては、今年の4月に介護報酬が大きく下がりました。その影響が非常に出ていまして、実はいわゆる要支援の方の介護予防サービス給付費は去年よりもことしのほうが減っているんですね。実績額でも。ということで、やはり介護報酬の減

額が大きいのかなど。計画時には当然想定していませんので、通常金額より若干伸びるという想定で計画を立てて予算もつくっていましたが、その辺が影響したんじゃないかなというふうに感じております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、介護予防の部分についての利用件数のようなものは大きく減ってはいなくて、報酬が減ったことによる影響がほとんどだということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） はい。そのとおりです。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 介護保険の特別会計の補正予算に対して賛成の立場ですが、意見も申し添えたいと思います。

全体的に見てサービスに対する給付が軒並み減ということで、このサービスを本来利用するであろう方が何らかの理由によって受けたいと思っても受けずに我慢するというふうな状況があるのではないかというふうに私は考えます。やはり一番は今のお話にもあったように、使いたいと思っはいるんだけど、お金のことが気になって使うことができないということが原因ではないかというふうに感じます。

特に今回豊明市は介護保険の金額が大幅に引き上がった直後ということで、その負担感も多いのではないかというところをしっかりと受けとめる必要があるのではないかと思います。そういった保険は払ってもサービスがなかなか利用できないという介護サービスの実態は少しでも今後変えていっていただきたいという願いとともに賛成の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 計画初年度ということでなかなか給付のほう計画どおりに伸びなかった。それが、今、郷右近委員の言われたように、使い控えの部分なのか、それとも健康であり、使う必要がなかったのかという、その両面があるかと思います。できれば豊明の高齢者が後者であってほしいなというところを強く望むところで、28年から新しい制度で一般の高齢者、それから今までの要支援1・2の方たちが地域でいろんなサービスを受けるというふうになっていきますので、介護保険が今後も必要とならないような予防や軽度の方たちの安心できるいいまちづくりと予防に力を入れた豊明市になっていってほしいなということを心より願うところですので、この予算については反対する理由もありませんので、賛成とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。  
（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第52号については、原案のとおり決することに異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号 平成27年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案につきましても既に本会議において浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。  
（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。  
討論のある方は挙手願います。  
（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第53号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号につい

ては、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

○山盛さちえ委員 委員会の全ての審査が終わったところで1つお願いといたしますか、提案をさせていただきたいんですけども、福祉文教委員会の所管事務の審査または調査のための委員派遣の件を少し議論させていただければと思います。内容を簡単に……。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 委員会を閉じまして協議会で……。

○山盛さちえ委員 委員会で提案しないと委員会の中で決定したことにならないので、提案だけはして、中身は協議会でもいいと思うんですけど、そんなことはないですか。最終的には委員会で、委員会の公式な調査にするというふうにしなないとだめではないかなと思っただんですが、大丈夫ですか。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ちょっとその点につきまして審議したいと思います。暫時休憩をとります。

午後2時48分休憩

午後5時13分再開

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

協議会で協議をした結果、福祉文教委員会所管事務の調査申し出についてまとめましたので、報告いたします。

福祉文教委員会所管事務の調査申し出。1、調査事項、民間事業所への元臨時職員(シルバー人材センター職員を含む)の移籍人数と割合について。児童館、児童クラブ、放課後子ども教室、調理業務における委託後の元臨時職員と民間従業員の配置率について。民間委託後の元臨時職員等の賃金及び処遇状況について。課題、要望などの率直な意見聴取。

2番目として、目的、民間委託への移行により新規サービスの取り組みや臨時職員等の処遇を調査し、今後の適切な民間委託、サービスの質向上につなげることを目的とする。

3番、調査方法、関係資料の審査と現地調査。

4、調査期間、平成28年4月28日まで。

以上であります。以上のようによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。

それでは、次回の委員会を3月30日午前11時より始めたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。

それでは、3月30日午前11時より委員会を開会いたします。

委員会報告書につきましては、例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたる御審査、御苦労さまでした。これにて福祉文教委員会を閉会いたします。

午後5時16分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

福祉文教委員会

委員長